

第 76 回厚木市社会を明るくする運動 作文コンテスト実施要綱

1 実施趣旨

次代を担う厚木市の小・中学生の皆さんに、日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたことを作文に書くことを通じ、「社会を明るくする運動」に対する理解を深めてもらうことを目的とし、神奈川県推進委員会の第 76 回 “社会を明るくする運動” 作文コンテスト実施要綱に基づき実施する。

2 実施主体

厚木市社会を明るくする運動推進委員会

3 選考委員（応募状況に合わせて増員の場合あり）

厚木地区保護司会から選出された選考委員	5 人
厚木愛甲地区更生保護女性会	1 人
厚木市立小学校長会（社明担当）	1 人
厚木市立中学校長会（社明担当）	1 人
厚木市社会を明るくする運動推進委員会委員（輪番制）	4 人
計 12 人	

4 推進委員会事務局

厚木市市民福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係

5 応募規定

(1) 対象

厚木市内の小・中学校に在学する児童・生徒

(2) テーマ

社会を明るくする運動の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活や学校生活の中で体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことなどを題材としたもの。

（例）「犯罪や非行のない明るい社会を築くために思うこと」

(3) 原稿の枚数

ア 400 字詰め原稿用紙 3～5 枚程度（原稿用紙 3 枚目に入っていれば良い。）

※ 原稿枚数が規定枚数以外の作品については応募を受付けない。

イ 手書きである必要はなく、パソコン等を利用して作成したものも応募可能とする。

※ 1 枚当たりの文字数を 400 字に設定すること。

(4) 応募方法

- ア 応募作品は、自作及び未発表のものに限る。
- イ 応募に当たっては、題名、氏名（ふりがな）、学校名、学年を必ず明記する。
- ウ 応募希望者は、在学する小・中学校を通して厚木市へ作品を提出する。
- エ 生成A Iを利用して作成したものを自己の作品として提出することはできません。

6 応募先

厚木市社会を明るくする運動推進委員会事務局
厚木市市民福祉部 地域包括ケア推進課 福祉政策係
〒243-0018 厚木市中町 3-16-1
【電話】 225-2200 【FAX】 221-1640

7 応募締切

令和8年9月2日（水）必着《厳守》
※【参考】県推進委員会応募締切…令和8年9月18日（金）（必着）

8 県への推薦

応募作品の中から優秀作品を厚木市社会を明るくする運動コンテスト審査会にて選出し、厚木市代表作品として県推進委員会へ推薦する。

なお、推薦数は児童・生徒別に下表に定める応募数に応じた推薦数の範囲内で推薦する。

応募数	推薦数
1点 ～ 50点	2点
51点 ～ 100点	4点
101点 ～ 200点	6点
201点以上	10点

9 最優秀賞、優秀作品の表彰・発表

厚木市代表作品となった児童・生徒には、賞状を授与するとともに、作品集を作成し、市内小・中学校ほか公共施設への配布を行う。